

上越地域水道用水供給企業団建設工事請負業者指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上越地域水道用水供給企業団が行う建設工事及び調査測量設計（以下「工事等」という。）の指名競争入札又は随意契約に参加する資格を有する人及び団体（以下「有資格業者」という。）に対して、指名業者又は随意契約の協議の相手方の選定対象から除外（以下「指名停止」という。）するに必要な事項について定める。

(指名停止)

第2条 企業長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者について情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 企業長が指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 企業長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請人があるときは、当該下請人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 企業長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる人及び団体を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 企業長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

別表第1各号又は別表第2各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号に掲げる措置要件に該当することになったとき。

別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号までに掲げる措置要件に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までに掲げる措置要件に該当することになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 企業長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 企業長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 企業長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 企業長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除することができる。
(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 企業長は第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止期間の短期とする。

談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は第8号に該当したとき、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。

別表第2第4号から第8号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。

別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間。

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号から前号の規定に該当することとなった場合は除く。)、それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間。

本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号又は第8号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規

定に該当することとなった場合は除く。)、それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間。

(指名委員会の意見聴取)

第6条 企業長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除しようとするときは、あらかじめ指名委員会に諮って意見を聴くものとする。

(指名停止の通知)

第7条 企業長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 企業長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 企業長は、やむを得ない事由があるときは、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができるものとする。この場合において、あらかじめ指名委員会に諮って意見を聴くものとする。

(下請等の不承認)

第9条 企業長は、指名停止期間中の有資格業者については、本市発注工事等を下請し、若しくは受託し、又は工事等の完成保証人となることを承認しないものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 企業長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名回避)

第11条 企業長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件に該当する事実を知ったときは、第2条第1項又は第3条各項の規定により指名停止を行うまでの間、当該有資格業者の指名を回避するものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年10月29日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

別表第1（第2条関係）

上越地域水道用水供給企業団において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 上越地域水道用水供給企業団が発注する建設工事等の請負契約に係る公募型指名競争入札において、参加申込書その他の入札に関する調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>（過失による粗雑工事等）</p> <p>2 上越地域水道用水供給企業団が発注した建設工事等（以下「企業団発注工事等」という。）の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 上越地域水道用水供給企業団構成市内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から1箇月以上6箇月以内</p> <p>認定の日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、企業団発注工事等の実施に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 企業団発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から1箇月以上6箇月以内</p> <p>認定の日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）</p> <p>7 企業団発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から2週間以上4箇月以内</p> <p>認定の日から2週間以上2箇月以内</p>

（注） 第3号における「一般工事等」は、原則として公共機関の発注したものとする。

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期 間
<p>（贈賄）</p> <p>1 ア、イ又はウに掲げる人が当企業団職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する人でアに掲げる人以外の人（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる人以外の人（以下「使用人」という。）</p> <p>2 ア、イ又はウに掲げる人が新潟県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p> <p>3 ア又はイに掲げる人が新潟県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4 箇月以上 12 箇月以内</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>（独占禁止法違反）</p> <p>4 新潟県内において業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 5 企業団発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 6 新潟県外において業務に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>認定の日から 2 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>認定の日から 3 箇月以上 12 箇月以内</p> <p>刑事告発を知った日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合）</p> <p>7 ア又はイに掲げる人が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 12 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 12 箇月以内</p>

<p>8 企業団発注工事等の実施に当たり、ア又はイに掲げる人が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 箇月以上 1 2 箇月以内</p> <p>3 箇月以上 1 2 箇月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>9 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>10 企業団発注工事等に関し建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>認定の日から 2 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>認定の日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>(暴力的不法行為)</p> <p>13 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、次のアからオに該当するとき。</p> <p>ア 暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>イ 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。</p> <p>ウ 名目の如何を問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p> <p>エ 暴力団関係業者であることを知りながら、その業者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結していると認められるとき。</p> <p>オ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>認定の日から</p> <p>1 2 箇月以上</p> <p>1 2 箇月以上</p> <p>6 箇月以上 1 2 箇月以内</p> <p>3 箇月以上 1 2 箇月以内</p> <p>3 箇月以上 1 2 箇月以内</p>